



# NEWS LETTER



NO

46

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: [npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp](mailto:npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp)

2019年2月発行

## 2019年 理事長 ごあいさつ



適格消費者団体 消費者ネットおかやま  
理事長 弁護士 河田 英正

消費者ネットおかやまは、昨年12月に初めての更新手続きを終え、適格消費者団体としての認定有効期間が平成36年12月7日までとなりました。差止請求のできる訴権団体として、幅広い消費者からの会費収入を財政基盤とし、各分野の専門家の方々によるボランティア活動に支えられて、一定の組織を維持しながら活動実績をあげていくことがいかに大変なことを、更新に際して考えざるを得ませんでした。これからも適格消費者団体として地道に活動実績を積み上げ、社会的認知を高め、消費者行政がより充実されていくことを期待しながら、私たちの活動と組織が社会にとって不可欠な存在として意識されるようさらに頑張りたいと決意を新たにしています。

もう、30年以上も前のこととなりますが、消費者運動の旗手と言われていたラルフネーダーさんのニューヨーク事務所を訪問したことがあります。1960年代に「自動車はどんなスピードで走っても危険だ」と主張して、製造物責任（PL法）をアメリカにおいて定着させた人です。全米でのいくつもの事務所の維持、調査活動、高度な商品検査などその費用は我々のとても想像できる範囲のものでなかったと思われれます。当時、消費者の立場から取り組んでいた原発反対の運動に関して、電力会社の電力料金の請求書の裏面に原発反対運動に賛同の人にその運動を支える募金の呼びかけを印刷してもらって、運動資金を獲得していました。今の私たちにそれほどの資金力もエネルギーもありません。私たちが目指しているのは、今少しのマンパワーとそれを支える資金を確保しつつ、身の回りにおきる消費者問題に地道に取り組み、適正な消費経済社会を実現していく力となっていくことです。



今年もさらなる会員増強とより多くの専門家の積極的な参加の実現を目指しつつ、損害賠償請求の可能な特定適格消費者団体となりうるよう頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

### 適格消費者団体更新記念 講演会&パネルトークを開催します。

講演会 その契約大丈夫? STOP! 消費者被害!! -地域とつくる適格消費者団体の活動-

とき 3月17日(日) 13:30~16:30

ところ 岡山県立図書館 デジタル情報シアター  
(岡山市北区丸の内2-9-6)

講師 特定適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会  
理事長 弁護士 池本 誠司 氏

パネルトーク わたしたちの強いミカタ

---適格消費者団体の活用と可能性---



お誘い合せの上  
ご参加ください

## 適格消費者団体の認定期間を更新しました!! 2024年12月7日までの活動が認められました

昨年10月1日消費者庁へ適格消費者団体認定更新手続き書類を提出し、11月30日に、認定期間の更新が認められました。適格消費者団体としての活動は、問題がない限り、2024年12月7日まで引き続き認められることになりました。毎年の定期報告と、消費者庁による定期調査で、適正に活動をしているかどうかのチェックが行われます。

### 第3次岡山県消費生活基本計画の変更に対して 1/17 パブリックコメントを提出しました。

岡山県は、成年年齢を引き下げる民法の改正や電子商取引の増加等、消費生活を取り巻く環境が急速に変化する中、「第3次岡山県消費生活基本計画(平成28年度～平成32年度)」を変更し、今年度で計画期間が終了する「岡山県消費者教育推進計画」を統合しました。12/18公表の素案に対し、以下のパブリックコメントを提出しました。①事業者の消費者志向経営の取り組みや、消費者教育分野に消費者ネットも協力をやりたい。②消費者団体訴訟制度について、東京医大の不公正入試に関して、被害回復制度に基づく初めての訴訟提訴が行われていることを踏まえ、被害回復訴訟制度の記述を追加して欲しい。②の被害回復訴訟制度については、パブリックコメントに基づいて、追加の記述が行われました。

《 全国の動き 》

### 消費者庁が業務停止命令!!

#### 「WILL 株式会社」テレビ電話のUSBメモリで儲かる???

#### 消費者が加害者になる!? 楽しく儲かる話は危険!!

消費者庁は、12月20日「WILL 株式会社」に対し、特定商取引法に基づき15か月間の連鎖取引販売を停止するよう行政処分を行いました。「WILL 株式会社」は、テレビ電話用カード型USBメモリのオーナーになれば定期収入がある、誰かを紹介すればマージンのようなものが入ることなどを説明して、会員を募っています。



実際のテレビ電話レンタル数は9,350台なのに、USBは53万個分のオーナー登録を行っていました。USBを8個セット59万6,160円/4個セット29万8,080円でオーナーに販売し、WILL(株)が3年契約で賃借、3年間で8個セットは72万円/4個セット36万円の収入があると告げていました。

「ランチしない?」「旅行に行きましょう。」などの甘い言葉で誘い、連鎖販売取引であることは隠して勧誘します。勧誘のためのセミナーは、中国・四国地方でも開催されています。ジャパンライフの預託商法(磁気ネックレスなど販売、2017年末に約2,000億円の負債で倒産)と似た手法で、被害者が加害者になる可能性もあります。周りの人に伝え、うまい儲け話にダマされないように、ご注意ください。

◎ 12月17日消費者機構日本が消費者裁判特例法に基づき、東京医大の

不公正入試に対し、受験料等の返還請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

## 2018年度 岡山県委託事業



# 高齢者等の「見守り力アップ講座」を開催中!

### ——— 消費者被害を防ぎ、高齢者等を身近に見守る人たちの養成をめざして ———

12月までに10会場開催し、253人が受講しています。今後は2月に1会場計画されていますが、3月までの講座開催を現在、募集中です。また、12月には、見守り力アップ講座の今年度の講師経験者のみなさんに集まっていただき、講座内容のレベルアップをめざすための「講師研修交流会」を開催し、それぞれの講師の今年度の講座の内容を交流する中で、講座の組み立てや情報提供内容などを深めることができました。講座受講者の感想としては、「地域の見守りには、そこに住む人々のつながり、交わす言葉、笑顔が必要なのだ」と改めて認識した」「民生委員としての気づき、サインのチェックポイントが大事なことがよくわかった」「何となくわかっていると思っていたが、詳しく聞くと、まだまだだなあと思うこともあり勉強になった」「詐欺の手口も巧妙になっているので、ヘルパーも勉強し、知識をもつべきだと痛感した」「クーリングオフ等、高齢者が困った時に情報提供できるようになった」、「みんなで協力して支援する、見守り⇒気づき⇒つながりが大切なことがよくわかった」「子どもや若者にも必要な講義だと思った」など寄せられています。



10月 高梁市 宝鏡寺

11月 玉野市荘内市民センター

11月 玉島市民交流センター

### 《今年度の開催・計画》 ※2018年12月末現在

	開催日	主催者	主な参加者	参加(予定)数	講師
①	6/27(木)	倉敷医療生協	竹の子班組合員	25名(開催済み)	國塩 香 相談員
②	9/15(土)	倉敷医療生協	玉島地区組合員	27名(開催済み)	岡 美穂 相談員
③	9/18(火)	玉野市市民生活部市民課	宇野地区民生委員	20名(開催済み)	高原佐知司法書士
④	9/29(土)	おかやまコープ福祉G	ホームヘルパー	18名(開催済み)	岡 美穂 相談員
⑤	10/20(土)	かわかみ茶坊(高梁市認知症カフェ委託事業)	認知症カフェ参加者	28名(開催済み)	國塩 香 相談員
⑥	11/15(木)	玉野市市民生活部市民課	荘内地区民生委員	27名(開催済み)	高原佐知司法書士
⑦	11/24(土)	新見市高尾地区防犯組合連合会	高尾地区役員	13名(開催済み)	國塩 香 相談員
⑧	11/29(木)	玉島地区高齢者支援センター	ケアマネジャー、民生	46名(開催済み)	片岡靖隆弁護士
⑨	12/12(水)	玉野市市民生活部市民課	地域包括センター	22名(開催済み)	高原佐知司法書士
⑩	12/13(木)	おかやまコープ、倉敷医療生協	両生協組合員	27名(開催済み)	岡 美穂 相談員
⑪	2/8(金)	津山市地域包括支援センター	地域包括センター	30名	高原佐知司法書士

# 2018年度 差止め・申入れ・照会活動

※消契法＝消費者契約法

事業者名、交渉日付	概要	経過・結果
中古車買取サービス (株)ラグザス・クリエイト 2015/7月～ 2018/4/12・19 7/5・8/6	インターネット自動車買取サービス成約直後のキャンセルに対し、キャンセル料 3 万円を要求された。消契法 9 条 1 号(事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分は無効)違反の疑いがあり、申入れを行った。 2015 年 7 月に申入書を送付、その後 2 回問合せに反応なく、4/12 事前請求書を送付。4/19 回答書到着。7/5 に申入書及び問合せ書を送付し、8/6 日回答書到着。	3 万円のキャンセル料は、妥当であると回答。 故障車への見積もりを根拠としているため、回答内容を再検討中。
結婚式場運営 (株)スタイルズ 2015/9月～ 2018/1/18 3/14 7/6・13	結婚式場での事故・盗難の事業者免責条項について、消契法 8 条の違反ではないかと申し入れた。2015 年 9 月に照会書兼申入書を送ったが、当初反応がなく、昨年 7/17 に事前請求書(消契法 41 条 1 項)を送付した。消契法違反にあらずとの回答書が届き、再度 7/6 事前請求書を送付。約款の修正を行う趣旨の回答書が到着。	改善後約款を確認し、9/5 終了。
(株)大創産業 2017/7月～ 2018/3/8・20 5/22, 7/5	ダイソー・カラーボールに記載されていた事業者の損害賠償を免責する内容の無効(消契法 8 条)に関する問合せを行った。 改善回答を得たが、他商品に同様問題表記があり、再度、他商品の表記改善を要請した。製造メーカーへの改善指示を確認。	在庫分を除き、表示改善確認 7/5 終了。
IHG・ANA ホテルズ グループジャパン 合同会社 2017/7月～ 2018/4/13・24 6/29	格安プランのキャンセル料 100%徴収について、平均的損害超過部分の無効に該当するのではないかと、問合せた。 消契法違反にあらずとの回答書が届き、事前請求書を送付。「宿泊料金割引『キャンセル不可』特約付き契約であり、キャンセル料 100%とは法的性質が異なる」との見解が届いた。消費者に誤解を与える『キャンセル料 100%』表現は、HP 上から削除するとの回答があった。	表示改善回答を得て、 11/16 終了。
美作市ホームページ 2017/11月 ～2018/5/14	美作市ホームページのバナー広告「子どもの身長を伸ばす方法」「免疫力を高める方法」の掲載基準を問合わせ。問題バナー広告は削除、美作市有料広告掲載の取扱い要綱に従い、掲載中止の回答があった。	改善回答を得て、 8/1 終了。
ネットサイト運営会社 (株)アシロ 2018/1/12 6/4・7/4	「厳選〇〇弁護士ナビ」の『厳選』表記が優良誤認表示に当たらないか問合せを行った。基準により厳選との回答に対し、『厳選』は自己申告であることをウェブサイトに表示等修正を申し入れた。『厳選』表現を削除したので優良誤認に当らず、との回答が届いた。	問題表現が HP から削除されたことから 9/5 終了。
「ふし自慢 塗るタイプ」 (有)野草酵素 2018/5/10・17	医薬品でない軟膏の新聞広告に「温感成分ですぐにぽかぽか」「気になる違和感がスーッと」「軟骨成分グルコサミンがじんわり働く→だから実感が早いんです!」の表現使用。表示改善を申入れ(景表法・特商法・薬機法違反の疑い)。広告掲載中止の回答を得た。	改善回答を得て、 7/5 終了。
旅行者 (株)山陽新聞事業社 2018/6/4・12	旅行参加者用説明資料の「参加者のケガや事故、他に与えた損害等については、一切責任を負いません」の記述が事業者側の全部免責条項を含むと考え(消契法 8 条違反)改善を申し入れた。「注意喚起文書で消費者契約ではない」との見解だが、表現は改善すると回答。	9/5 終了。
語学学校(株)アンサンブル アンソランセ	オンライン語学学校。消契法に抵触がする利用規約の改善の申入と問合せを 7/5 実施した。11/19 回答到着。	回答内容 再検討中
デジタルデータソリューション (株)	デジタルデータの復旧サービス作業規約「当社では一切責任を負いません」の表現の改善を 11/14 申入れ、11/26 改善回答が到着。	改善後規約を確認し、1/11 終了

他、セカイモン(オークションサイト)の真贋鑑定書、自動車学校のキャンセル料、金融機関のカードローン規約など 数件の事例を継続検討中です。

《 情報提供のお願い 》 消費者に必要以上に不利益であると思われる項目、事例、契約書、広告などがありましたら、当ネットまで情報提供をお願いします。電話:086-230-1316 / FAX:086-230-6880